

## 第8回地方法人課税のあり方等に関する検討会議事概要

1 日 時 平成25年5月30日（木） 10時00分～12時20分

2 場 所 総務省7階省議室

3 出席者 神野会長、鎌田委員、熊野委員、小山委員、中村委員、小西委員、辻委員、沼尾委員、林委員、吉村委員、吉田委員

4 議事次第

1 開会

2 議事

「地方法人課税、地方法人特別税のあり方等について」のヒアリング

3 閉会

5 議事の経過

○ 神奈川大学経営学部青木宗明教授、和光大学経済経営学部半谷俊彦教授、横浜国立大学経済学部伊集守直准教授から意見の発表があり、それぞれの発表後に委員から質疑があった。

（以下、質疑及び自由討議）

（青木宗明教授より資料に基づいてフランスの財政調整制度の発表あり）

○ 水平的財政調整と垂直的財政調整をどう定義するのか。地方税を使った調整を水平的財政調整、国税を使った調整を垂直的財政調整という場合もあれば、国と地方といったレベルの違う政府間での調整を垂直的財政調整といい、同じレベルで調整するのを水平的財政調整という場合もある。（神野会長）

○ 純化して言うと、水平的財政調整とは地方税を使った調整ということになるが、フランスでは水平と垂直の区別が非常に曖昧。国の交付金は異なるレベルの政府から来るが地方固有の財源であり、地方税も異なるレベルの国から交付される。国のせいで地方税が減ったり、支出が増えたりした場合には、完全に国が財源を補償するが、地方自治体関係者からすればこの補償財源は地方の固有財源であり、国からもらっているのではないという認識。（青木教授）

- 国税と地方税の違いは、どこが徴収するかにあるとの理解で良いか。また、水平的財政調整制度についての制度設計はどこが行っているのか、国会で決めているとしても、決定に地方が関与できるのか。（小西委員）
- フランスの場合、徴税は国に一元化されているが、日本の独自課税に当たる任意税についても国が徴収しているのか。  
また、国が義務付ける税について、税率は条例で設定しているのか。（神野会長）
- 任意税はごく一部地方が徴収しているものもある。  
国税、地方税の区別について、課税権者が誰であるかは法律的に定められているにすぎない。立法権は国にあり、地方自治体が毎年決めているのは税率のみ。条例では規定していない。  
財政調整の制度設計は、国会で決定している。上院は完全に地方議員によって選出された地方代表の国会議員であり、ここで企画立案をしている。  
下院についても95%以上が地方議員であり、さらに財政調整については地方財政委員会に必ず諮り、その意見を聞かないと国会も通せないことになっているため、地方の意見は十二分に採り入れられている。（青木教授）
- フランスの水平的財政調整制度は安定的なのか、将来の見通しを伺いたい。  
また、例えば景気が上向いた場合、税収格差は拡大するのか、それとも格差は安定的であり、そのような議論は起きないのか。（吉村委員）
- この制度については、正直なところ永続的なか疑問。水平的財政調整は、レジオンでは以前も行われていたのだが、拠出する大都市側に不満が溜まり、関係者はあまり好意的でない。導入された原因が経済財政状況の悪化なので、安定的に行われるかどうかは経済財政状況次第。  
税収の弾力性と格差については、不動産と償却資産と支払賃金等に課していた税を付加価値などに課する税に変えたため、以前より税収の弾力性があることは間違いない。付加価値に対する課税については格差が広がりやすくなつた。  
付加価値は大ざっぱに把握されており、GDPよりもNI（国民所得）に近い。（青木教授）
- 財政調整の規模が大きければだめという行政裁判の判決についての紹介があったが、量的なめどに關して判示があったのか。  
地方財政委員会は今回の水平的財政調整に関する制度設計に当たり、何か意見を言っているのか。また、何か関わっているのか。（鎌田委員）

- 憲法に地方財政調整の強化が明記されているとあったが、これがあるため全体の水平調整がスムーズにいく、もしその明記がなければできないと考えるのか。（小山委員）
- 行政裁判では、数字そのものは出しておらず、調整をし過ぎて自由な行政、自主的な行政を妨げてはならないとしている。しかし、上院はこれに満足せず、数値化しろと主張している。国会議事録を読むと、税収総額の10%を超えると自由な行政が妨げられるというイメージか。

地方財政委員会は、その構成員が国会議員であり、地方議員でもあるため、何をもって関与したというのか難しい。個人としても関与し、組織としても案が出てきたときに意見を求められている。地方財政委員会は決定権を付与されているとか国会に対して優位性があるということはないが、実際の影響力は非常に大きい。

水平的財政調整について、憲法に明記があったことでうまくいったのはご指摘のとおりだと思う。（青木教授）

- 憲法で地方の自主財源比率の維持が規定され、また税源移譲がどんどん進められ、しかも財政調整の重要性を強調されると、必然的に水平的財政調整に行き着くと予想しうるがどうか。憲法もそれを予想していたのではないか。また、憲法の規定に財政調整の強化が明記されているとのことだが、財政調整の目的、また目的を具現化する原則としてどのようなものがあるのか。（中村委員）
- 地方税の税率を決める際に地方議会を通す必要はないのか。また、地域間に税率に違いがあるのか。（林委員）

- 国から地方に仕事を移す、あるいは地方税収が減少した場合には、税源移譲が基本だが、現実的には地方税源に占める地方税は比率的には増えていない。日本より地方税の比率が低いため、税源移譲をしても格差は正を地方税でやらなければならない訳ではなく、国の交付金で今までどおり調整することも可能であった。

財政調整については、日本で考えられているものとヨーロッパで考えているものは質的にまるで異なる。例えば、ヨーロッパの財政調整では財政需要をほとんど考慮しておらず、税収調整をメインに多少の大変そうな仕事は考慮しようという程度であるため、税源移譲で地方税が増えたから、財政調整は必然的に水平的になるしかないという考えは現実には異なる。

財政調整の目的、原則については、フランスでもいろんな議論があるが、日本の学者が議論しているレベルと比較すると桁違いに表面的。国会でも、

1人当たりの財源を均等化するか、行政サービスの水準を均等化するかといったいろいろな議論がなされているが、明確な結論はない。調整を強めようと言っても、国の財源補償の交付金の中で少しずつ格差を正をやっていこうという程度。

税率は地方が決定しており、基本的に税率決定は自由だが、改革された法人課税の中心部分については全国一律で自由ではない。税率は当然、地方議会が決定している。(青木教授)

- もともと自由な税率で職業税をかけていたが、国際競争力に影響があるという理由で、支払賃金部分についてすべて国税とし、同額を補償することにした。そのため地方団体では、税率引上げの権利を奪われたとして不満が多い。(神野会長)
- 水平的財政調整した原資はどこからきているのか。水平的財政調整を始めた原因が国の財源不足ということだが、地方で増税をして調整の原資としたのか。(林委員)
- 調整の原資は国からも増えておらず、地方も増税しておらず、改革に伴い増加した税収の一部を使っている。(青木教授)
- 地方自治体の税金を国が徴収できなかつた場合には、全額補償する。そのため、実際の地方税収は減少しても、補償されることになっている。(神野会長)
- 補償される税源については、経済成長率若しくは物価上昇率で伸ばすことになっている。今回改革された付加価値への課税については、経済成長に合わせて成長することが前提で、成長が止まれば增收にはならないが、その差は補償されている。補償は完璧に行われるが、水平的財政調整の財源は、地方で出している形になる。この調整のために特別に何か追加措置を講ずることは一切していない。(青木教授)
- コミューンの単独事業は日本と比べて活発になされているか。(吉田委員)
- 建設事業については相当活発に行われている。フランスの政府総固定資本形成の7割は地方がやっており、そのうち6割はコミューンが行っている。単独事業に加え補助事業もあり、補助事業の規模は大きい。(青木教授)

(半谷俊彦教授より資料に基いてドイツの財政調整制度の発表あり)

- 1949年の憲法制定時点において、すでに州間あるいは州と連邦との間の財産調整の考え方があるもあったということになるのか。(小山委員)
- 戦前のドイツ帝国においては、領邦国家が緩やかな連携でつながっている形で、州が拠出し、連邦を賄う状態で、盟主のプロイセンが中心となり、財政力の弱い州を助けていた。次のワイマール共和国は中央集権的な国になり、連邦へ税源移譲し、連邦が調整した。戦後の占領下では、連邦が解体され州政府が主体となって行政を行っていたが、軍の基地があるところ、港があり関税が入ってくるところなど極端に財政力が強い州、市町村が存在しており、州政府同士の話し合いで自発的、自然発生的な水平的財政調整として、財政力が強いところが拠出し、弱いところが受け取る基金が作られた。  
ドイツとしては多分ワイマール的な国家を維持していきたかったが、占領軍によってドイツ帝国時代の形に戻り、その中で州間の財政調整も復活したと考えられる。(半谷教授)
- 連邦財政調整法と個々の税法との関係はどうなっているのか。連邦財政調整法が上位に立つこともあり得るし、税法に中に連邦財政調整法が入り込むもあり得るし、一切関係ないもあり得ると考えるがどうか。(小山委員)
- 個々の税法と財政調整法は全く関係なく制定されており、税についてはほぼ全てを連邦法で規定し、それを所与の状態として、財政調整を行っている。  
州には基本的に税に関する立法権は全くないが、市町村税に関しては、州に立法権があるものの多くの州は市町村にその権限を委譲しており、市町村が独自に、既存の税に重複しない範囲で課税することができる。(半谷教授)
- ドイツは国全体で地方財政計画や地財対策を制度的に持っているのか。その場合に財源保障は州間で検討しているのか、市町村間の財源保障まで念頭に置いて財政調整制度が組まれているのか。  
また、市町村の収支が少ないようだが、州から市町村への調整が結構な規模で行われていると考えてよいのか。各州と市町村との財政調整制度は、大体標準的に同じような制度なのか、それとも州によって対照的な制度を持っているのか。  
償却資産に対する課税なども含めて、ドイツの企業の税負担は日本と比べてどれくらいの水準と考えるか。(辻委員)

- 地財対策があるかについては、連邦補充交付金として連邦は現実的に州の財源を保障しているが、基本的に州政府と連邦政府は対等という観念にたつておらず、話し合いの中で決定していくこととされ、連邦が保障してやるという態度ではない。

水平的財政調整を行うときに、州の課税力は州税と市町村税の両方で測っている。財政需要を人口数で測るときも、州の人口と市町村の人口を足している。つまり課税力、財政需要とも市町村分を含めて測っている。

需要額の積み上げ計算は行われていない。全州の総収入を補正人口で割り直したときの額が財政需要とされている。

市町村に対する財政調整の規模は、州ごとに異なるが、共同税から受けている収入の何%を市町村への交付金に充てるか、あらかじめ各州で固定されている。その総額に加えて、財政力の強い市町村から納付金を受け、その総額を財政力の弱い市町村で割っている。

法人税の収入は全租税収入の 1. 4 %しかない。これは法人成りが少ないことも理由で、合資会社などでは構成員である社員の所得としてカウントされる。このため、企業がどれほどの負担をしているのか、比較は難しい。ただ、法人課税については、ドイツはヨーロッパの中では非常に高かったので、1997年から企業減税を繰り返してきている。実態としては法人擬制的な課税をしており、出資者に対する所得税が中心で、法人課税は弱まっている。

(半谷教授)

- 共同税はドイツに特殊な存在として議論しがちだが、結局、所得税、法人税、消費税の 3 つの主要な税が共同税になっていて、連邦の法律で州と連邦の取り分が決まっている。これは、例えば所得税の場合は、日本で地方が住民税を法定税率で課税しているのと同じ状況ではないか。州の収入の比率が高いが、日本の場合は国が徴収して交付税や国庫支出金に回しているので、日本の地方が独自に課税せず、税率を変えないとすれば、実質的には日本の地方税と国税の構造とあまり変わらないとも思うがどうか。(林委員)

- 共同税については法定税率で分けているので、ご指摘のイメージでよいと思う。(半谷教授)

- 共同税が収入の 7 割を占めると、自主財源という概念はほとんどないのではないか。地域振興、徴税努力など増収に向けたインセンティブやモラルなどに問題が生じることはないか。(熊野委員)

- 税法自体は連邦で決めるが、それを徴収するのも、使うのも基本的に州であり、徴収した収入の一部を連邦に納めている。州が主体性を持って徴収しているので、モラルハザードのようなものはないと思われる。(半谷教授)

(伊集守直准教授より資料に基づいてスウェーデンの財政調整制度の発表あり)

- スウェーデンの地方税を考える場合、所得税が重要になるが、税率は自由に決められるとあるが、課税ベースについてはどのような裁量があるのか。  
また、地方において税率を上げる時、抵抗は多いのか、少ないのか。  
地方の所得税について、日本では地方が社会保険料を徴収していることを考慮して比較した場合にはどれくらいになるのか。(林委員)
- 課税ベースに関しては、地方の裁量は一切ない。  
税率を上げる際の抵抗については、地方団体のサービス内容の拡大を伴いながら引き上げられているので、ある程度速やかに行える状況であったと見られる。また近年は大きな税率の変化はなく、およそ30%で落ち着いている。  
日本での健康保険や介護保険は地方団体が税で行っているので、保険料負担はない。このため日本と比較するときは保険料相当分を割り引く必要がある。  
国の社会保険などを含めると、年金なども基本的に保険料は雇用主負担であり、その分の世帯負担はない。年金は自己負担分が入ってきているが、拠出後に国税から税額控除されるため、実質的な負担はなく、負担が所得税に集中していると言える。(伊集准教授)
- 1996年の水平的財政調整制度導入の際に、地方政府の課税権の侵害との批判があったとのことだが、税源自体を国に移譲する、国税の税負担を引き上げるなどの議論はなかったのか。  
また、財政調整の計算方法や執行に関して、96年以降の意見提出や協議のあり方など地方政府の関与はどうなっているのか。(沼尾委員)
- 水平的財政調整導入の際に、国で財源を強化するという議論はなかった。  
なぜ水平的財政調整制度が導入されたかというと、今の制度の軸ができる93年の改革で収入平準化と費用平準化が行われることとなったが、収入平準化は国が決めた保障レベルを超えた部分は対象としないことと成り、不交付団体が生じることとなった。この場合、国の事務を地方に委譲したときに、不交付団体があると交付金を通じた財源保障ができないことから、全ての団体を制度の中に取り込むことが一つの目的としてあった。  
もう一つは、国の財政状況にかかわらず、地方が水平的に行うため必ず平準化できることから、持続可能であること。  
地方政府の関与については、歴史的に地方政府の発言権が非常に高く、制

度的にも地方政府連合を通じて意見を提出する。また、財政調整制度の変更を行うときには、地方議員や元地方議員が参加する委員会を国が立ち上げ、地方政府連合の職員が事務方に参加するなどしており、地方政府をしっかりと参加させて議論している。

93年の改革では、もともと地方政府連合の前身であるコミューン連合が80年代から出していた財政調整制度の変更に関する提案を土台にして、国が議論を始めた。(伊集准教授)

以上